

令和3年7月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故  
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 1件  
(うちシュレッダー1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 7件  
(うち食器洗い乾燥機1件、靴(軽登山用)1件、ラミネーター1件、  
リチウム電池内蔵充電器1件、電気炊飯器1件、  
加湿器(ハイブリッド式)1件、扇風機1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 加藤、鈴木、笹島

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

## ■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

### 1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

### 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100254	令和3年6月30日	令和3年7月9日	シュレッダー	4270MU-AT	株式会社明光商会	火災 軽傷1名	事務所で当該製品にエアゾールスプレーを吹き付けたところ、爆発を伴う火災が発生し、1名が軽傷を負った。現在、原因を調査中。	石川県	

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100249	令和3年4月20日	令和3年7月8日	食器洗い乾燥機	火災	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月28日
A202100250	令和3年4月15日	令和3年7月8日	靴(軽登山用)	重傷1名	公園で当該製品を履いて歩行中、右足の靴紐が左足のフック(靴紐を掛ける部分)に引っ掛かり、転倒し、右膝を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	令和3年6月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年4月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202100251	令和3年6月1日	令和3年7月8日	ラミネーター	火災	商業施設で当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年7月2日
A202100252	令和3年5月30日	令和3年7月8日	リチウム電池内蔵充電器	火災	電車内で当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月4日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202100253	令和3年6月22日	令和3年7月8日	電気炊飯器	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福井県	
A202100255	令和3年4月23日	令和3年7月9日	加湿器(ハイブリッド式)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和3年5月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年6月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100256	令和3年6月20日	令和3年7月9日	扇風機	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし